

◎ 作成：トラスト筆跡鑑定研究所  
～ BSHAM™（脳科学 AI 筆跡鑑定®）開発元 ～  
お問い合わせ：042-714-7747（代表：二瓶 淳一）

---

### 【弁護士実務用】対・伝統的鑑定人 反対尋問・想定問答集

---

#### ■ 本書の目的

本資料は、科学的根拠（数値・統計・脳科学）に基づかない「旧来の筆跡鑑定人」に対し、その鑑定書の証拠能力を弾劾するための尋問マニュアルです。  
太字の質問をそのまま読み上げ、相手が言葉に詰まったところを畳み掛けください。

---

#### 【第1の矢】「類似」の定義を問い合わせ、主観を暴く (相手が最も頻繁に使う「似ている」という言葉の非科学性を暴く質問です。)

弁護士：

「あなたの鑑定書には、対象資料と鑑定資料が『類似している』あるいは『共通している』という記述が繰り返し登場します。  
この『類似』という判断は、あなたの主観的な感覚ですか？ それとも計測可能な物理的数値に基づいた定義がありますか？」

相手方（想定）：

「長年の経験に基づき、特徴点が一致していることをもって類似としています。」

弁護士（追撃）：

「では伺います。その『類似』を客観的な数値（一致率・誤差範囲）で定義してください。  
『なんとなく形が似ている』ことと『科学的に同一である』ことは全く次元が異なります。  
何パーセントの誤差までを『共通』と見なし、どこからを『別筆』とするのか、その数値基準（閾値）を提示できないのであれば、それは単なる感想文であり、証拠とは言えませんが？」

---

#### 【第2の矢】「検査」と「鑑定」のすり替えを暴く (「機械を使ったから科学的だ」と主張する相手へのカウンターです。)

弁護士：

「あなたは『マイクロスコープ』や『特殊な光』を使用して鑑定を行ったと記述していますね。」

では、その機器で得られた鮮明な画像を、どのような数式（アルゴリズム）で解析しましたか？」

相手方（想定）：

「画像を詳細に観察し、特徴を確認しました。」

弁護士（追撃）：

「それは『検査（Inspection）』であって『鑑定（Analysis）』ではありません。

機械は画像を綺麗にするだけで、白黒の判定はしません。綺麗な画像を見て、結局は『あなたの目（経験と勘）』で判断したのなら、それは『画像が高画質なだけの伝統的鑑定（感想文）』に過ぎません。

論理的な判定ロジックが存在しない以上、科学的鑑定とは認められませんが？」

---

【第3の矢】「経年変化」の本質（ノイズとコア）を問う

（「古いから変わった」という言い訳を許さない、精密な質問です。）

弁護士：

「あなたは『資料の日付が離れているため筆跡が変化した』あるいは『鑑定不能である』としていますが、その根拠は何ですか？」

相手方（想定）：

「加齢によって文字が変わるのは常識です。」

弁護士（追撃）：

「確かに、加齢により表面的な『字形（ノイズ）』は変化します。しかし、脳深部の『運動プログラム（筆跡個性）』は長期記憶として保持され、変化しません。

あなたは、表面的な『変化するノイズ』と、深層にある『変化しないコア（運動プログラム）』を分離する技術を持っていますか？

もし持っていないなら、あなたが『変わった』と言っているのは表面上のことには過ぎず、本質的な本人確認ができていないことの自白ではありませんか？」

---

【第4の矢】「筆記具の違い」と意識の介入を突く

（毛筆と硬筆を比較する際の、科学的手順の欠如を指摘します。）

弁護士：

「本件は『毛筆』と『硬筆』の比較ですが、あなたは両者の『形』をそのまま比較していませんか？」

相手方（想定）：

「特徴点が一致しています。」

弁護士（追撃）：

「毛筆にはトメ・ハネなどの『強い意識的な演出』が混入します。一方、硬筆は『無意識の運動』が主です。」

あなたは、毛筆の中から『意識的な演出部分』を除去し、深層にある『無意識の運動痕跡』だけを抽出する処理を行いましたか？

それを行わずに、目に見える形だけを比べているなら、脳の制御領域が違うものを無理やり比較していくことになり、科学的に無効です。」

---

【第5の矢】「コピー資料」への技術不足を露呈させる

（「原本がないから無理」という言い訳を許さない質問です。）

弁護士：

「あなたは『コピー資料だから筆圧が分からぬ』と証言しましたね？」

相手方（想定）：

「はい。コピーでは凹凸が確認できませんから。」

弁護士（追撃）：

「それはあなたの技術が古いからです。」

現代の画像解析では、インクの濃淡（輝度値）を解析し、等高線処理を行うことで、コピーからでも筆圧や筆速の強弱を数値化できます。

『できない』のではなく、あなたに『解析技術がない』だけではありませんか？」

---

【弁護士の先生方へ：とどめの一撃が必要です】

相手の非科学性を暴いた後、裁判官は「では、科学的な真実は何か？」を求めます。

この尋問で指摘した「数値基準」「判定ロジック」「ノイズ分離」「画像解析」のすべてをクリアした鑑定書を作成できるのは、BSHAM™だけです。

▼ 反論意見書・再鑑定の依頼はこちら（開発者直通）

トラスト筆跡鑑定研究所（代表：二瓶 淳一）

Tel: 042-714-7747